

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第106期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社東和銀行
【英訳名】	THE TOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	頭取執行役員兼代表取締役 吉永 國光
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市本町二丁目12番6号
【電話番号】	027(234)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 橋本 政美
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目10番7号 株式会社東和銀行東京支店
【電話番号】	03(3542)7111(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼人事部秘書室東京事務所長 片山 弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東和銀行東京支店 (東京都中央区銀座三丁目10番7号) 株式会社東和銀行大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区大門町二丁目31番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度 第3四半期連結 累計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日)	平成22年度 第3四半期連結 累計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日)	平成21年度 第3四半期連結 会計期間 (自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日)	平成22年度 第3四半期連結 会計期間 (自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
経常収益	百万円	29,581	30,010	9,827	10,047	40,475
経常利益 又は経常損失( )	百万円	1,761	915	2,232	2,026	591
四半期純利益 又は四半期純損失( )	百万円	1,072	5,035	2,005	1,784	
当期純利益	百万円					2,786
純資産額	百万円			78,417	84,533	74,606
総資産額	百万円			1,779,086	1,786,661	1,734,840
1株当たり純資産額	円			105.93	139.53	105.70
1株当たり四半期純利益 金額( は1株当たり四 半期純損失金額)	円	3.54	16.63	6.62	5.89	
1株当たり当期純利益金 額	円					8.08
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	2.83	5.37	-	1.90	
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円					5.33
自己資本比率	%			4.17	4.72	4.29
連結自己資本比率 (国内基準)	%			11.07	9.33	9.19
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	39,018	12,298			17,507
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,929	11,632			27,115
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	33,800	642			20,079
現金及び現金同等物の四 半期末(期末)残高	百万円			37,456	27,108	27,069
従業員数	人			1,554	1,567	1,532

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「損益計算書」に基づいて掲出しております。

なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

4. 平成21年度第3四半期連結会計期間については、四半期純損失を計上しているため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を記載しておりません。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	1,567 〔594〕
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員696人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	1,471 〔575〕
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員641人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事項の発生及び重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国の金融引締めによる輸出環境の悪化や景気対策の一巡に円高が加わったことなどから減速し、足踏み状態となりました。

このような経済状況のもと、当行は、地域への総合金融サービスの提供を通じて「地域から頼られる銀行」を目指し、中小企業をはじめとする皆様への円滑な資金供給や経営支援への積極的対応等、役職員が一丸となり取り組んでまいりました。

当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日)の連結経営成績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、貸出金利息が前年同期比73百万円増加したことや、有価証券利息配当金が前年同期比6億34百万円増加したことなどから、前年同期比2億19百万円増加し100億47百万円となりました。

一方、経常費用は、預金利息などの資金調達費用や貸出金償却などのその他経常費用の減少から、前年同期比40億39百万円減少し80億20百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間の経常利益は、20億26百万円となり、四半期純利益は、17億84百万円となりました。

また、当第3四半期連結会計期間の連結財政状態は以下のとおりとなりました。

預金は、安定した預金の吸収に努めてまいりました結果、第2四半期連結会計期間末比369億円増加し1兆6,476億円となりました。

貸出金は、地域への円滑な資金供給に努めてまいりました結果、第2四半期連結会計期間末比201億円増加し1兆2,337億円となりました。

総資産は、第2四半期連結会計期間末比358億円増加し1兆7,866億円となりました。

この結果、セグメント利益は、「銀行業」が20億36百万円、「リース業」が11百万円、「その他」が1百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当四半期連結会計期間の資金運用収支の合計（相殺消去後）は、前年同四半期連結会計期間比10億39百万円増加して74億62百万円となりました。部門別では、国内業務部門が預金利回りの低下を主要因とする資金調達費用の減少により前年同四半期連結会計期間比7億21百万円増加して69億96百万円、国際業務部門が有価証券利息の増加により前年同四半期連結会計期間比3億19百万円増加して4億64百万円となりました。

役務取引等収支の合計（相殺消去後）は、国内業務部門の役務取引等収益が増加した結果、前年同四半期連結会計期間比88百万円増加して5億50百万円となりました。

その他業務収支の合計（相殺消去後）は、国内業務部門のその他業務費用の減少により、前年同四半期連結会計期間比2億25百万円増加して48百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結会計期間	6,274	144	3	6,422
	当第3四半期連結会計期間	6,996	464	2	7,462
うち資金運用収益	前第3四半期連結会計期間	7,105	170	73	7,202
	当第3四半期連結会計期間	7,482	492	68	7,906
うち資金調達費用	前第3四半期連結会計期間	830	26	77	779
	当第3四半期連結会計期間	486	28	70	443
役務取引等収支	前第3四半期連結会計期間	455	11	4	462
	当第3四半期連結会計期間	544	11	5	550
うち役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	1,115	17	53	1,079
	当第3四半期連結会計期間	1,221	17	49	1,189
うち役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	660	5	49	616
	当第3四半期連結会計期間	677	6	44	638
その他業務収支	前第3四半期連結会計期間	303	126	-	177
	当第3四半期連結会計期間	19	28	-	48
うちその他業務収益	前第3四半期連結会計期間	217	126	-	343
	当第3四半期連結会計期間	19	28	-	48
うちその他業務費用	前第3四半期連結会計期間	521	-	-	521
	当第3四半期連結会計期間	0	-	-	0

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（前第3四半期連結会計期間24百万円、当第3四半期連結会計期間27百万円）が含まれております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当四半期連結会計期間の役務取引等収益の合計（相殺消去後）は、前年同四半期連結会計期間比1億10百万円増加して11億89百万円となりました。部門別では国内業務部門が証券関連業務等の増加により前年同四半期連結会計期間比1億5百万円増加して12億21百万円となり、国際業務部門が前年同四半期連結会計期間並の17百万円となりました。

役務取引等費用の合計（相殺消去後）は、前年同四半期連結会計期間比22百万円増加して6億38百万円となりました。部門別では国内業務部門が6億77百万円となり、国際業務部門が6百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	1,115	17	53	1,079
	当第3四半期連結会計期間	1,221	17	49	1,189
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結会計期間	192	-	-	192
	当第3四半期連結会計期間	237	-	-	237
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	370	17	0	386
	当第3四半期連結会計期間	359	17	0	375
うち証券関連業務	前第3四半期連結会計期間	177	-	-	177
	当第3四半期連結会計期間	258	-	-	258
うち代理業務	前第3四半期連結会計期間	169	-	-	169
	当第3四半期連結会計期間	163	-	-	163
うち貸金庫・保護預り業務	前第3四半期連結会計期間	11	-	-	11
	当第3四半期連結会計期間	10	-	-	10
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	109	-	46	63
	当第3四半期連結会計期間	101	-	42	58
役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	660	5	49	616
	当第3四半期連結会計期間	677	6	44	638
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	78	5	0	83
	当第3四半期連結会計期間	76	6	0	81

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	1,615,439	6,929	9,376	1,612,993
	当第3四半期連結会計期間	1,646,192	7,150	5,706	1,647,636
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	651,814	-	7,826	643,988
	当第3四半期連結会計期間	666,012	-	3,856	662,155
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	957,685	-	1,550	956,135
	当第3四半期連結会計期間	974,505	-	1,850	972,655
うちその他	前第3四半期連結会計期間	5,939	6,929	-	12,869
	当第3四半期連結会計期間	5,674	7,150	-	12,824
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	-	-	-	-
	当第3四半期連結会計期間	-	-	-	-
総合計	前第3四半期連結会計期間	1,615,439	6,929	9,376	1,612,993
	当第3四半期連結会計期間	1,646,192	7,150	5,706	1,647,636

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成21年12月31日		平成22年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,188,195	100.00	1,233,741	100.00
製造業	187,562	15.78	182,149	14.76
農業，林業	1,035	0.09	922	0.08
漁業	140	0.01	140	0.01
鉱業，採石業，砂利採取業	227	0.02	121	0.01
建設業	73,763	6.21	74,100	6.01
電気・ガス・熱供給・水道業	1,549	0.13	1,394	0.11
情報通信業	5,808	0.49	6,153	0.50
運輸業，郵便業	30,146	2.54	31,316	2.54
卸売業，小売業	101,379	8.53	95,157	7.71
金融業，保険業	43,209	3.64	37,873	3.07
不動産業，物品賃貸業	199,122	16.76	204,468	16.57
各種サービス業	142,929	12.03	143,370	11.62
地方公共団体	19,173	1.61	82,117	6.66
その他	382,146	32.16	374,454	30.35
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
合計	1,188,195		1,233,741	

（注）「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローは預金の増加などにより163億円の収入となり、前年同四半期連結会計期間比339億円収入が増加いたしました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出などにより135億円の支出となり、前年同四半期連結会計期間比50億円支出が増加いたしました。財務活動によるキャッシュ・フローについては自己株式の取得による支出など少額の支出となり、前年同四半期連結会計期間比347億円収入が減少いたしました。現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は、前年同四半期連結会計期間末比103億円減少の271億円となりました。



### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

第2四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,218,000,000
第一種優先株式	5,000,000
第二種優先株式	200,000,000
計	1,218,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日) (注)1	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	303,275,878	303,275,878	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 単元株式数1,000株
第一種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権 付社債券等)	1,440,000	1,440,000		(注)2、3、4、6、 7
第二種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権 付社債券等)	175,000,000	175,000,000		(注)2、3、5、6、 7
計	479,715,878	479,715,878		

(注)1. 提出日現在の普通株式発行数には、平成23年2月1日から四半期報告書を提出する日までに第一種優先株式の取得と引換えにより交付した普通株式数の増加は含まれておりません。

2. 以下の株式は、当行普通株式の交付と引換えに、当該株式の取得を請求することができます。

なお、当行株式の価格が変動すると、取得と引換えに交付する普通株式の価格が修正されます。これにより、当行株式の価格が下落した場合は、取得と引換えに交付する普通株式数が増加します。修正の基準、修正の頻度及び取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限は、以下のとおりであります。

#### 第一種優先株式

修正の基準：5連続取引日の東京証券取引所における毎日の終値の平均値の92%

修正の頻度：1ヶ月に1回

取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限：105円(提出日現在)

#### 第二種優先株式

修正の基準：30連続取引日の東京証券取引所における毎日の終値の平均値

修正の頻度：1ヶ月に1回

取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限：42円(提出日現在)

3. 第一種優先株式及び第二種優先株式については、当行は、規定の条件に基づき取得することができます。

4. 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 剰余金の配当

当行は、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。ただし、平成21年3月31日に終了する事業年度より、当該事業年度中に、株式会社東京証券取引所において、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)の普通取引の終値が(5)に規定する下限交付価額を下回る取引日

(以下に定義する)が100日に達した場合、当行定款第38条に定める剰余金の配当を行なうときは、本優先株主および本優先登録株式質権者に対し、当行普通株式を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、125円の当該事業年度に関する剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行なう。本要項において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日で、当行普通株式の普通取引の終値の公表された日をいう。

ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して行なう金銭による剰余金の配当の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行なわない。

当行は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、当行の定款第39条に定める中間配当を行なわない。

#### (2) 残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行普通株主または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき5,000円 of 金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産を分配しない。

#### (3) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (4) 株式の併合または分割および無償割当等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。当行は、本優先株主に対して、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当行は、本優先株主に対して、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

#### (5) 取得請求権

本優先株主は、当行に対し、以下の各号に従い、当行普通株式の交付と引換えに、本優先株式の取得を請求することができる。

本優先株式の取得を請求することができる期間

平成19年8月13日から平成29年6月29日

本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類および数の算定方法

本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき当行普通株式の数は、優先株式1株の払込金相当額を以下に定める交付価額で除して得られる数とする。

交付すべき当行普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

当初交付価額

当初交付価額は、平成19年7月27日から3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額とする。かかる計算においては、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

交付価額の修正

交付価額は、本優先株式の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)に、決定日まで(当日を含む)の直前の5連続取引日(ただし、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の92%に相当する金額に修正され、決定日の翌取引日より適用される。かかる計算においては、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。かかる計算で修正された交付価額を以下「修正後交付価額」という。

ただし、かかる算出の結果、修正後交付価額が当初交付価額の50%相当額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。ただし、(5)乃至による調整を受ける。以下「下限交付価額」という。)を下回る場合には、修正後交付価額は下限交付価額とし、当初交付価額の200%相当額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。ただし、(5)乃至による調整を受ける。以下「上限交付価額」という。)を上回る場合には、上限交付価額とする。

交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、(5)に掲げる各事由により当行の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式により本優先株式の交付価額の調整を行う場合およびその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) ( 5 ) ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合（ただし、当行の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当行普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( ) 株式分割または無償割当てにより当行普通株式を発行する場合

調整後の交付価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当行普通株式の無償割当てについて当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当行普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

( ) ( 5 ) ( ) に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または ( 5 ) ( ) に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の交付価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利の全てが当初の条件で請求または行使されて当行普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式または新株予約権その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

( ) 当行普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権その他の証券若しくは権利（ ( ) において、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）の当初発行条件に従って当行普通株式1株あたりの対価（ ( ) において、以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（乃至と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等がなされた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（ ( ) において、以下「修正日」という。）における ( 5 ) ( ) に定める時価を下回る価額になる場合

ア．当該取得請求権付株式等に関し、 ( ) による交付価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の交付価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして ( ) の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

イ．当該取得請求権付株式等に関し、 ( ) または上記ア．による交付価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の交付価額は、当該超過株式数を交付価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、交付価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の交付価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

なお、ここで完全希薄化後普通株式数とは、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該交付価額の調整以前に、乃至に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該交付価額の調整において本号ならびに次号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。

( ) ( )および( )における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

( ) ( )乃至( )の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときは、( )乃至( )にかかわらず、調整後の交付価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本優先株式の取得請求権を行使した本優先株主に対しては、調整前交付価額により当該期間内に交付された当行普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前交付価額} - \text{調整後交付価額}) \times \text{調整前交付価額により当該期間内に交付された当行普通株式数}}{\text{調整後交付価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満にとどまる限りは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合は、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額からこの差額を差引いた額を使用する。

( )交付価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

( )交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

( )交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除した数とする。また、( 5 ) ( )の基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式数を含まないものとする。

( 5 ) の交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な交付価額の調整を行う。

( )株式の併合、資本の減少、当行を存続会社とする合併、当行を承継会社とする吸収分割、当行を完全親会社とする株式交換のために交付価額の調整を必要とするとき。

( )その他当行の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。

( )交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

( 5 ) 乃至 に定めるところにより交付価額の修正または調整を行うときは、当行はあらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の交付価額、修正後または調整後の交付価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本優先株主に通知する。

取得請求受付場所

日本証券代行株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

取得請求権の行使の方法

( )本優先株式の取得請求受付事務は、( 5 ) に定める取得請求受付場所（以下「取得請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

( )本優先株式の取得請求をしようとするときは、当行の定める取得請求書（以下「取得請求書」という。）に、取得請求権を行う日等を記載して、これに記名捺印した上、当該本優先株式を添えて取得請求可能期間中に取得請求受付場所に提出しなければならない。

ただし、本優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出を要しない。

( )取得請求受付場所に対し取得請求書を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

( )本優先株式の取得請求の効力は、取得請求に要する書類の全部（以下「書類等」という。）が取得請求受付場所に到着した日または本優先株式の取得請求を行う日として取得請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日（以下「効力発生日」という。）に発生する。

株券の交付方法

当行は、本優先株式の取得請求の効力発生日後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

#### (6)一斉取得

当行は、取得を請求することができる期間中に取得の請求がなされなかった本優先株式を、平成29年6月30日（以下「一斉取得日」という。）をもって、本優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の当行普通株式の交付と引換えに取得する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、平均値が下限交付価額を下回るときは、当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式の交付と引換えに取得する。上記普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。一斉取得日に先立つ45取引日目を降、

(5)乃至で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、本要項に従い当行取締役会が適当と判断する値に調整される。

#### (7)その他

上記の他、本優先株式の発行に関して必要な事項は当社代表取締役頭取に一任する。

会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講ずる。

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

単元株式数は1,000株であります。

### 5. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1)第二種優先配当金

##### 第二種優先配当金

当行は、定款第38条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載された第二種優先株式を有する株主（以下、「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下、「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載された当行の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載された当行の第一種優先株式（以下、「第一種優先株式」という。）を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当率（以下、「第二種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「第二種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して(2)に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

##### 第二種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第二種優先配当率

第二種優先配当率 = 初年度第二種優先配当金 ÷ 第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第二種優先配当金」とは、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、第二種優先株式の発行決議日を第二種優先配当率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第二種優先配当率

第二種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.15%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第二種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第二種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第二種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第二種優先配当率は8%とする。

#### 非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### (2) 第二種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第二種優先中間配当金」という。）を支払う。

### (3) 残余財産の分配

#### 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過第二種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### 非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

#### 経過第二種優先配当金相当額

第二種優先株式1株当たりの経過第二種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第二種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第二種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して、自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

平成22年12月29日から平成36年12月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という）は、当初、取得請求期間の初日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記30連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

下限取得価額は42円（ただし、下記 による調整を受ける。）。

取得価額の調整

( )第二種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$



ア．取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

イ．株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

ウ．取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記（ ）に定義する意味を有する。以下本ウ．、下記エ．およびオ．ならびに下記（ ）エ．において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

エ．当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本（ ）または（ ）と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a)当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記ウ．または本エ．による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記ウ．または本エ．による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記ウ．または本エ．による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記ウ．または本エ．による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記ウ．または本エ．による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

オ．取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記ウ．またはエ．による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記（ ）に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本オ．による調整は行わない。

カ．株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

キ．上記ア．ないしカ．にかかわらず、第一種優先株式の交付価額が修正され、またはその一斉取得に際して一斉取得価額が決定される場合については、本キ．による取得価額の調整は行わない。

（ ）上記（ ）ア．ないしキ．に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

（ ）ア．取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本（ ）に準じて調整する。

イ．取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

ウ．取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記（ ）ア．ないしウ．に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記（ ）および（ ）に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記（ ）エ．(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記（ ）エ．(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記（ ）ウ．またはエ．に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

エ．取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記（ ）ア．の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記（ ）イ．およびカ．の場合には0円、上記（ ）ウ．ないしオ．の場合には価額（ただし、エ．の場合は修正価額）とする。

（ ）上記（ ）ウ．ないしオ．および上記（ ）エ．において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

（ ）上記（ ）オ．において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記（ ）ウ．に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

（ ）上記（ ）ア．ないしウ．において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記（ ）ア．ないしウ．の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ ）取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### 合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（(7) に定める一斉取得価額を含む。以下本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合（第一種優先株式および第二種優先株式の相互の取得価額調整の結果、完全希薄化後普通株式数が発行可能株式総数を超過することになる場合を含むが、これに限られない。）には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### 取得請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

日本証券代行株式会社

#### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

### (6) 金銭を対価とする取得条項

#### 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成31年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(5) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

#### 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第二種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、(3) に定める経過第二種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第二種優先配当金相当額を計算する。

### (7) 普通株式を対価とする取得条項

#### 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第二種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を、下記 に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

#### 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

### (8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

#### 分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

#### 株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) その他

上記各項目は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

単元株式数は1,000株であります。

6. 第一種優先株式及び第二種優先株式の株主と当行との間に、権利の行使に関する事項及び株券の売買に関する取決めはありません。

7. 株式の種類による議決権の差異

第一種優先株式及び第二種優先株式の株主は、当行が残余財産を分配するときには当行普通株主に先立ち残余財産を分配されることから、株主総会において議決権を有しません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成22年6月29日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第1回株式報酬型新株予約権」

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	6,502個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	650,200株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自平成22年8月4日 至平成47年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 65円 資本組入額 33円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式の分割(当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当行取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記(注)4に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

- (4) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員  
のいずれの地位も喪失した場合は、当該取締役または執行役員に割り当てられた新株予約権の個数に本年の  
定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1か月未満は1か月とす  
る)を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新  
株予約権の個数については、1個未満の端数は切り捨てとする。
- (5) 以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。  
新株予約権者が、法令(会社法第331条第1項第3号または第4号を含むが、これに限られない。)または  
当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合  
新株予約権者が当行取締役または執行役員を解任された場合  
新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- (6) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権  
割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (7) その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところ  
による。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以  
上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前におい  
て残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合  
につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の  
新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付す  
る旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において  
定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記  
(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額  
とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編  
対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行  
為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使す  
ることができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項  
に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合  
は、これを切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)4(6)  
記載の資本金等増加限度額から上記(注)4(6)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとし  
る。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
前記(注)3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由  
再編対象会社は、以下のA.からE.の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決  
議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)は、再編対象会社の取締役会が別途定め  
る日に、新株予約権を無償で取得することができる。  
A. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案(ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を  
合併契約に定めた場合を除く。)  
B. 再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

- C. 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）
- D. 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- E. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一種優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	160,000	160,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	6,924,228	6,924,228
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	115.53	115.53
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	800	800

第二種優先株式

該当事項なし

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		普通株式 303,275	-	38,653,769	-	17,500,000
		第一種優先株式 1,440				
		第二種優先株式 175,000				

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間末現在の株主名簿において、当四半期会計期間における大株主の異動はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 1,440,000 第二種優先株式 175,000,000		「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-		
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 481,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 301,033,000	301,033	同上
単元未満株式	普通株式 1,761,878		同上
発行済株式総数	479,715,878		
総株主の議決権		301,033	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が4個含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社東和銀行	前橋市本町二丁目 12番6号	481,000	-	481,000	0.10
計		481,000	-	481,000	0.10

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	81	78	75	80	77	74	75	79	80
最低(円)	64	69	66	68	67	67	70	70	71

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。
2. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。



1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	29,179	28,538
コールローン及び買入手形	16,812	19,474
買入金銭債権	227	190
商品有価証券	28	31
有価証券	<sup>2</sup> 469,063	<sup>2</sup> 454,603
貸出金	<sup>1</sup> 1,233,741	<sup>1</sup> 1,197,415
外国為替	1,005	2,040
その他資産	14,833	14,023
有形固定資産	<sup>3</sup> 25,922	<sup>3</sup> 26,467
無形固定資産	887	1,073
繰延税金資産	4,049	3,628
支払承諾見返	6,334	6,710
貸倒引当金	15,425	19,357
資産の部合計	1,786,661	1,734,840
<b>負債の部</b>		
預金	1,647,636	1,594,085
コールマネー及び売渡手形	15,000	30,000
借入金	6,671	4,316
外国為替	15	34
その他負債	9,812	8,105
賞与引当金	5	233
退職給付引当金	12,230	11,977
役員退職慰労引当金	50	248
睡眠預金払戻損失引当金	198	241
偶発損失引当金	578	676
繰延税金負債	20	32
再評価に係る繰延税金負債	3,573	3,573
支払承諾	6,334	6,710
負債の部合計	1,702,127	1,660,234
<b>純資産の部</b>		
資本金	38,653	38,653
資本剰余金	31,205	31,205
利益剰余金	8,006	3,612
自己株式	109	108
株主資本合計	77,755	73,362
その他有価証券評価差額金	4,325	1,183
土地再評価差額金	2,368	2,368
評価・換算差額等合計	6,693	1,184
新株予約権	17	-
少数株主持分	66	58
純資産の部合計	84,533	74,606
負債及び純資産の部合計	1,786,661	1,734,840

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	29,581	30,010
資金運用収益	21,831	23,169
(うち貸出金利息)	17,997	17,925
(うち有価証券利息配当金)	3,671	5,066
役務取引等収益	3,331	3,524
その他業務収益	452	315
その他経常収益	3,965	3,001
経常費用	31,342	29,095
資金調達費用	2,592	1,511
(うち預金利息)	2,094	1,340
役務取引等費用	1,838	1,884
その他業務費用	563	3,400
営業経費	16,915	16,855
その他経常費用	9,432	5,443
経常利益又は経常損失( )	1,761	915
特別利益	2,930	3,727
固定資産処分益	5	10
償却債権取立益	994	1,108
貸倒引当金戻入益	1,920	2,494
その他の特別利益	9	113
特別損失	88	246
固定資産処分損	33	32
減損損失	55	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	213
税金等調整前四半期純利益	1,081	4,396
法人税、住民税及び事業税	39	1,703
法人税等調整額	35	2,360
法人税等合計	3	657
少数株主損益調整前四半期純利益		5,053
少数株主利益	4	18
四半期純利益	1,072	5,035

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,081	4,396
減価償却費	1,066	937
減損損失	55	-
貸倒引当金の増減( )	6,178	3,932
賞与引当金の増減額( は減少)	225	227
退職給付引当金の増減額( は減少)	156	253
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	54	197
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	37	43
偶発損失引当金の増減額( は減少)	189	97
資金運用収益	21,831	23,169
資金調達費用	2,592	1,511
有価証券関係損益( )	2,722	4,021
為替差損益( は益)	64	82
固定資産処分損益( は益)	37	22
商品有価証券の純増( )減	6	2
貸出金の純増( )減	8,452	36,326
預金の純増減( )	37,231	53,551
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	155	2,355
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	4,916	601
コールローン等の純増( )減	52,022	2,625
コールマネー等の純増減( )	9,300	15,000
外国為替(資産)の純増( )減	692	1,035
外国為替(負債)の純増減( )	15	19
資金運用による収入	21,841	22,505
資金調達による支出	2,831	1,611
その他	600	682
小計	38,970	12,756
法人税等の支払額	47	457
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,018	12,298
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	103,017	145,831
有価証券の売却による収入	71,201	111,206
有価証券の償還による収入	22,963	23,033
有形固定資産の取得による支出	123	111
有形固定資産の売却による収入	46	71
資産除去債務の履行による支出	-	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,929	11,632
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付社債の買入消却による支出	826	-
株式の発行による収入	34,933	-
配当金の支払額	-	641
少数株主への配当金の支払額	306	-
自己株式の取得による支出	1	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	33,800	642
現金及び現金同等物に係る換算差額	18	16
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	14,129	39
現金及び現金同等物の期首残高	51,585	27,069
現金及び現金同等物の四半期末残高	37,456	27,108

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は7百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は221百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による期首の資産除去債務の変動額は289百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、中間連結会計期間末の予想損失率を適用して計上しております。
3. 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
4. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について中間連結会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。
5. 連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去	<p>連結会社相互間の債権債務につきましては、合理的な範囲内で、当該債権の額と債務の額の差異の調整を行わずに相殺消去しております。</p> <p>連結会社相互間の取引につきましては、取引金額の差異を合理的な方法により相殺消去しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項なし

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																								
<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>3,009百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>62,936百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>17,483百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 担保に供している資産 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>64,772百万円</td> </tr> </table> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 26,994百万円</p>	破綻先債権額	3,009百万円	延滞債権額	62,936百万円	3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	貸出条件緩和債権額	17,483百万円	有価証券	64,772百万円	<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>3,672百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>74,860百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>17,960百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>現金預け金</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>60,020百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 26,987百万円</p>	破綻先債権額	3,672百万円	延滞債権額	74,860百万円	3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	貸出条件緩和債権額	17,960百万円	現金預け金	16百万円	有価証券	60,020百万円	その他資産	22百万円
破綻先債権額	3,009百万円																								
延滞債権額	62,936百万円																								
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円																								
貸出条件緩和債権額	17,483百万円																								
有価証券	64,772百万円																								
破綻先債権額	3,672百万円																								
延滞債権額	74,860百万円																								
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円																								
貸出条件緩和債権額	17,960百万円																								
現金預け金	16百万円																								
有価証券	60,020百万円																								
その他資産	22百万円																								

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>1. その他経常費用には、貸出金償却3,643百万円及び株式等償却2,681百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常費用には、貸出金償却1,956百万円及び株式等償却823百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																				
<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <table> <tr> <td>平成21年12月31日現在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>43,745</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,200</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>37,456</u></td> </tr> </table>	平成21年12月31日現在		現金預け金勘定	43,745	定期預け金	88	その他	6,200	現金及び現金同等物	<u>37,456</u>	<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <table> <tr> <td>平成22年12月31日現在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>29,179</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,005</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>27,108</u></td> </tr> </table>	平成22年12月31日現在		現金預け金勘定	29,179	定期預け金	64	その他	2,005	現金及び現金同等物	<u>27,108</u>
平成21年12月31日現在																					
現金預け金勘定	43,745																				
定期預け金	88																				
その他	6,200																				
現金及び現金同等物	<u>37,456</u>																				
平成22年12月31日現在																					
現金預け金勘定	29,179																				
定期預け金	64																				
その他	2,005																				
現金及び現金同等物	<u>27,108</u>																				

(株主資本等関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

		当第3四半期連結会計期間末株式数(千株)
発行済株式		
普通株式		303,275
種類株式		
第一種優先株式		1,440
第二種優先株式		175,000
合計		479,715
自己株式		
普通株式		481
種類株式		
第一種優先株式		-
第二種優先株式		-
合計		481

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当第3四半期連結会計期間末残高 (百万円)
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	17
合計		17

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	302	1	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
	第一種 優先株式	180	125	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
	第二種 優先株式	159	0.909	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業 務(百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常 収益	26,246	2,773	561	29,581	-	29,581
(2) セグメント間の内部経 常収益	147	218	500	866	(866)	-
計	26,394	2,991	1,061	30,447	(866)	29,581
経常利益又は経常損失( )	2,097	178	158	1,761	-	1,761

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務.....銀行業務
- (2) リース業務.....リース業務
- (3) その他の業務.....輸送業務、信用保証業務、クレジットカード業務、その他

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)において、国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開していることから、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

なお、「銀行業」には、当行及び債権回収等を行っている連結子会社を集約しております。

「銀行業」は、預金業務、融資業務、証券業務、為替業務を中心とした業務を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	計 (百万円)				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	26,780	2,634	29,414	596	30,010	-	30,010
セグメント間の内部経常収益	148	212	361	472	833	833	-
計	26,928	2,847	29,775	1,068	30,844	833	30,010
セグメント利益又は損失( )	812	33	778	73	852	63	915

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、輸送業、信用保証業、クレジットカード業及びその他を含んでおります。

3. セグメント利益の調整額63百万円には、「その他」の区分の貸倒引当金戻入額62百万円が含まれております。

4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし

(追加情報)

第1四半期連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日現在)

企業集団の事業の運営において重要なものでありますが、前連結会計年度の末日に比して著しい変動は認められません。



(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末

本項目は企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	55,377	56,532	1,154
地方債	30,020	31,270	1,250
社債	199	201	1
その他	13,860	13,569	290
合計	99,458	101,573	2,115

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	10,792	12,091	1,298
債券	276,622	283,956	7,334
国債	162,688	167,565	4,877
地方債	44,770	46,450	1,680
社債	69,163	69,939	776
その他	69,698	69,130	567
合計	357,113	365,178	8,065

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、823百万円(時価のある株式805百万円、時価のない株式18百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、第3四半期連結会計期間末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理、第3四半期連結会計期間末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄は回復可能性なしと判断したものを減損処理、時価を把握することが極めて困難と認められるものは発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しています。

( 金銭の信託関係 )  
該当事項なし

( デリバティブ取引関係 )  
当第 3 四半期連結会計期間末  
前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものではありません。

( ストック・オプション等関係 )  
当第 3 四半期連結会計期間 ( 自平成22年10月 1 日 至平成22年12月31日 )  
ストック・オプションにかかる当第 3 四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
営業経費 10百万円

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

		当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	139.53	105.70

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

		前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4 月 1 日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4 月 1 日 至平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	円	3.54	16.63
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	円	2.83	5.37

( 注 ) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4 月 1 日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4 月 1 日 至平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	1,072	5,035
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	1,072	5,035
普通株式の期中平均株式数	千株	302,825	302,803
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	75,295	633,437
優先株式	千株	75,295	633,087
新株予約権	千株	-	349

( 重要な後発事象 )  
該当事項なし

## 2【その他】

### (1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

#### 損益計算書

（単位：百万円）

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	9,827	10,047
資金運用収益	7,202	7,906
(うち貸出金利息)	5,954	6,027
(うち有価証券利息配当金)	1,170	1,805
役務取引等収益	1,079	1,189
その他業務収益	343	48
その他経常収益	1,202	903
経常費用	12,060	8,020
資金調達費用	779	443
(うち預金利息)	620	386
役務取引等費用	616	638
その他業務費用	521	0
営業経費	5,726	5,593
その他経常費用	1	1,344
経常利益又は経常損失( )	2,232	2,026
特別利益	288	849
固定資産処分益	4	10
償却債権取立益	283	451
貸倒引当金戻入益	-	357
その他の特別利益	0	29
特別損失	5	25
固定資産処分損	5	25
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整 前四半期純損失( )	1,949	2,850
法人税、住民税及び事業税	10	1,066
法人税等調整額	21	6
法人税等合計	32	1,060
少数株主損益調整前四半期純利益		1,790
少数株主利益	23	5
四半期純利益又は四半期純損失( )	2,005	1,784

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1. その他経常費用には、貸出金償却1,561百万円、貸倒引当金繰入額119百万円、株式等償却1,648百万円を含んでおります。	1. その他経常費用には、貸出金償却606百万円を含んでおります。

セグメント情報等

(事業の種類別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業 務(百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経 常収益	8,666	939	221	9,827	-	9,827
(2) セグメント間の内部経 常収益	48	67	163	279	(279)	-
計	8,714	1,007	385	10,107	(279)	9,827
経常損失( )	2,145	9	76	2,232	-	2,232

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務.....銀行業務
- (2) リース業務.....リース業務
- (3) その他の業務.....輸送業務、信用保証業務、クレジットカード業務、その他

(所在地別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

(国際業務経常収益)

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)において、国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(セグメント情報)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

	報告セグメント			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	計 (百万円)				
経常収益							
外部顧客に対する経 常収益	9,016	835	9,852	194	10,047	-	10,047
セグメント間の内部 経常収益	47	67	115	155	270	270	-
計	9,064	903	9,967	350	10,318	270	10,047
セグメント利益又は損 失( )	2,036	11	2,025	1	2,026	0	2,026

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、輸送業、信用保証業、クレジットカード業及びその他を含んでおります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし

1 株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額(は1株当たり四半期純損失金額)	円	6.62	5.89
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	-	1.90

(注)1. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益又は四半期純損失( )	百万円	2,005	1,784
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( )	百万円	2,005	1,784
普通株式の期中平均株式数	千株	302,820	302,797
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	-	633,728
優先株式	千株	-	633,087
新株予約権	千株	-	641

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期連結会計期間は潜在株式はありますが四半期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(2) その他

該当事項なし

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月5日

株式会社東和銀行  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月7日

株式会社東和銀行  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 嶋田 篤行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。